

ジョン・フォーテスキュー著「自然法論 第二部」  
(邦訳) (一)

直江, 眞一  
九州大学大学院法学研究院教授

<https://doi.org/10.15017/2323>

---

出版情報 : 法政研究. 70 (1), pp.213-233, 2003-07-22. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 資料

ジョン・フォーテスキュー著

### 『自然法論 第二部』(邦訳)(一)

直江真一 訳

はしがき

以下に訳出するのは、ジョン・フォーテスキューの著作『自然法の本質および至高の諸王国の継承におけるその判定に関する小論』(通称『自然法論』)の第二部である。本書の第一部はすでに、本誌において六回に分載の上、訳出しておいた(第六七卷第二号、第三号、第六八卷第二号、第三号、第六九卷第一号、第三号)。第一部の最初に付した「はしがき」に記しておいたように、第一部においては自然法それ自体が論じられていたのに対して、第二部の主題は自然法の王位継承への適用である。

資料  
本書の刊本および写本については、第一部の「はしがき」を参照されたい。<sup>(1)</sup> 訳出にあたっての基本方針もそこに

記した通りである。全七一章からなる第二部は第一部以上に大部であるので、第一部同様数回に分けて掲載する予定である。

(1) 本書の第一部については、ランベス写本の他にロード写本(オクスフォード大学ボドリアン図書館蔵)が存在することはすでに指摘しておいたが(本誌第六七卷第二号、一九三頁、註(12)、参照)、その後実際にロード写本を閲覧する機会があった。同写本(MS Laud. Misc. 585, MS Laud Archiepiscopus Cantuariensis F.83)は、一六二九年四月一二日から一六四一年六月二八日までオクスフォード大学の総長(Chancellor)を務め、一六三三年にはカンタベリ大司教にもなったウィリアム・ロード(William Laud)の蔵書であった(*A Summary Catalogue of Western Manuscripts in the Bodleian Library at Oxford*, vol. II, part I, 1922, p.12)。最初の頁に一六三三年の表示があり、第一部全四八章が九六頁に収められている。

## 第二部 すなわち至高の諸王国における継承権

## について

## 第一章 提起された問題において、正義が裁判官と

して選ばれ立てられる。

提起され、我々がその解決を求めている問題は、一つの王国における継承権をめぐる争っている三人の競合者の問題として現れている。そして我々は、先に終えられた大部の論考において、この問題を解決し、この問題における争いを鎮めることのできる法〔自然法〕を説明した。他方、その裁きによつてこれらのことがなされるであろう裁判官は、未だ見出されていない。しかるに、建物を築こうとする者にとつて、振るう人のいない斧あるいは引く動物のいない荷車が、一体役に立つであろうか。職人は、これらの道具によつて家を建てるのである。実際もし、法の原則 (legis regula) によつて争いを鎮めることのできる衡平の判定者 (aequitatis censor) が協力しないのであれば、法は争っている者達にとつてむしろ助けにはならないであろう。

したがつて、彼等がもし、真理を明るみに出すことに

よつて、求めている平和を獲得せんとするのであれば、彼等にとつては裁判官に近づくことが必要である。と言うのも、隠された真理を権威によつて明らかにし、また法の判定によつて争いを解決することができるのは、裁判官だけだからである。かくして我々は、今や、いかなる裁判官がこの争いにおいて有能なものとして選ばれることが可能かを問わねばならない。

ローマ法は、正義は各人に各人の権利を分配する恒常かつ不変の意思であると言っている。<sup>2</sup> 確かに、各人に各人の権利を分配する正義が、これらの争っている者達に対してもまた権利を分配することができるということは疑いの余地がない。正義はまた裁判官である。何故なら、裁判官 (iudex) とは、あたかも法を述べる (ius dicens) ことからそのように呼ばれており、正義は法を述べるからである。「ローマ」法が一般的に述べているように、法 (ius) は正義 (iustitia) に由来しているが故に。<sup>3</sup>

確かに、正義はそれ自体、最高かつ全能の主によつて立てられた、人間のあらゆる行為についての裁判官である。ここから、正義よりも一層力のある——あるいは我々のこの問題においては一層適切な——何らかの裁判官を思い浮かべることはできない。また、女は法によつて裁判官の職

務から退けられるということも正義の力を阻むものではない。何故なら、正義という名詞は女性名詞であるとはいえ、それ自体は女 (Femina) でもなければ、女の性 (sexus femininus) でもないからである。徳においては、靈におけると同様、性は考えられないが故に。

かくして、前述の当事者達は正義に近づかなければならない。そして、彼等の争いをその判決によって解決することが望まれるということを、正義に対して効果的に要請しなければならぬ。

それ故、前述の当事者達は、賢明なる助言を信じて、急いでそのようにしたのである。そして、正義の下にやって来て、大地に伏して、以下の言葉で正義に話しかけた。

「ああ、裁判官の中の最高のお方よ、主はあなたに対して、人間に対するのと同じように、地上を支配する権力を授けたのみならず、人間自身を政治権力によって支配する (police regere) 権力をも授けました。我々の問題をめぐる霧の下で彷徨い、荒れた海のごとくに小さからざる嵐によって揺さぶられているこの世に同情して下さい。このような問題に対する無知によって暗くさせられている人間の心をあなたの裁きによって晴れやかにして下さい。このような疑問についての真理を明るみに出すことによって、

さあ、やって来て、我々の問題を裁いて下さい。そして、あなたの決定的な判決によってこの争いを解決して下さい。それと言うのも、我々はあなたが裁判官であることに同意し、あなたをこの問題の判定者として立てるからであります」と。

ついに正義は、恵み深い心によって以上のことを理解し、またこのような無知の闇の下で不安な状態にあるこの世に對して敬虔なる愛情によって同情し、さらに前述の当事者達が今請求している王国における住民達の禍を心配して——と言うのも、正義は、当事者達が剣を抜いた場合に、住民達が彼等に対する恐怖の下で震えるのを知っているからである——この問題における裁判の任務を喜んで自らに引き受けたのである。

そして最初に自らの裁判権に関して宣言し、当事者達に對して、裁判の慣例にしたがって各自の請求を法の形で提示するための期日を定めた。その期日がやって来て、正義がそのために定められた場所に着席し、先述の当事者達、すなわち王の娘、王の孫、王の弟が正義の面前に自ら現れると、彼等はそれぞれ、死去した王の王国が継承権にしたがって自らに判決をもって与えられるよう請求した。そして最初に、王の娘が裁判官に對して以下のごとく話し始め

たのである。<sup>(4)</sup>

- (1) 本書第一部のことを指している。
- (2) *Institutiones*, 1, 1.
- (3) *Digesta*, 1, 1 (*Ulpianus*).
- (4) あらかじめ第二部の大まかな構成を示しておく、以下まず、王の娘の主張が第二章において、王の孫の主張が第三章から第六章において、さらに王の弟の主張が第七章から第二章において展開される。その後、第一三章以下において同じ順序で反論が提示される。すなわち、王の娘の孫、王の弟がそれぞれ、第一三章から第一五章、第一六章から第二三章、第二四章から第三八章においてお互いに反論を提起する。さらに、第三九章から第四〇章において王の娘が、第四一章から第四八章において王の孫が、第四九章以下において王の弟が再反論し、その上で最後に第六九章において、王の弟に有利な「判決」が最終的に下されることになる。

## 第二章 王の娘の権原

この上なく賢明なる裁判官にして、全世界を支配するお

方よ、この上なく輝ける、今は亡きプリンケプス——彼は、アッシリア人達の王にして大アジア全体の君主 (*Monarcha*) であり、また私の主君であり父であり、世俗的事柄において上位者を認めていなかった——が、息子をもうけることなく死去した。<sup>(1)</sup>そして、その一人娘である私を、彼の全王国の相続人として残した。しかるに、自然に反して、私のお腹から生まれた息子が今あなたの面前にいて、憤りながら私を排除し、大胆にも王国に入り込んで自らのものとして占有しようと——否むしろより正しく言うならば、篡奪しようとした。同様に、より恐ろしいことには、私の伯父もまた今あなたの面前に現れ、同じように私を侵害した。彼はまた、私の息子が、私の権原によってあるいは祖父の権利に基づいて、前述の王国を享有することを許していない。

そこで、この問題において何が法であるかをあなたの判決によって明確にしてくれるよう、我々三人はお互いの合意に基づいて要求する。もし娘から生まれた孫が、その母親が存命であるのに、彼の祖父の家産 (*patrimonium*) を——母親を排除して——継承するとするならば、実にあらゆる奇異なことよりもさらに驚くべきことである。しかしもし、死去した者の娘とその娘の息子が生き残っているに

もかかわらず、死去した者の弟がその帝国 (imperium) を手に入れることが許されるとしたならば、さらに一層怪物に似たことになるであろう。法は、女であるというだけで私を父の相続財産から排除するのであるか。それとも相続財産の重要性は、直系卑属を排除して、父の弟をその家産によって豊かにすることができるのであるか。

しかし、そのようになったとするならば、それは自然に適合しないことであり、また神法にひどく合致しないことであつたろう。何故なら、主は『民数記』第二十七章において、「ある人が死に、男の子がないならば、その嗣業の土地を娘に渡しなさい」と語っているからである。<sup>(2)</sup> 主はこの命題 (sententia) によって、統治の高みも、どんな支配の重要性も、娘による継承から排除してはおらず、そうではなく、女が王国を——何であれ他の私的な支配と同様——手に入れることができると判断しているのである。

そうだとすると、この上なく分別ある裁判官よ、あなたは主が決定したことを決定するのを何故に躊躇するのか。主が宣言した法がこの上なく明瞭な形でああなたの前にあるのだ。したがって、山においてあなたに示された範にした<sup>(3)</sup> がつてなすように。そして、この争いをあなたの決定によって終結させるのを遅らせるべきではない。

顔を地面に向けて以上のことを聞いていた息子は、この後、目を裁判官の方に向けて、裁判官に対して以下のように語ったのである。

(1) 本書は、ヨーク朝に対抗してランカスター朝の王位継承の正統性を擁護する目的をもって書かれたきわめて実践的な性格を帯びた論考である。にもかかわらず、第一部の冒頭に明らかなように、外観上はあくまで一般的な形で問題提起がなされている。抽象的一般的議論によって、王の弟、すなわち本章の文脈においては(王の娘から見た場合の)「私の伯父」に有利な結論が得られれば、ランカスター朝にとって好都合となるわけである。この点については、第一部の「はしがき」を参照。

(2) 『民数記』二七、八。続いて、「もし、娘もいない場合には、嗣業の土地をその人の兄弟に与えなさい」(同二七、九)とある。

(3) 同二七、一二、参照。「山」とは、ヨルダン川の東、死海を見下ろす位置にあるアバラム山を指している。

第三章 王の娘が主張した最初のことに対する王の  
孫の返答<sup>(1)</sup>

この上なく公正かつ最良の裁判官よ、最も恐るべき女主人である私の母が、このような不和を招来した事実について主張した。願わくば彼女が、事実を知っていたように、法の判定を知っているように。そうであれば、私が思うに、この問題に対する判断があなたを悩ますことはないであろう。彼女をこのような争いに駆り立てているのは、事実の無知ではなく、法の無知だからである。と言うのも、助言者がいなければ、女の敬虔な単純さは、相続に関する法が王国における場合と所領 (predium) における場合でいかに異なっているかを認識することができないからである。人法は、土地を規定するように職務を規定せず、また私的な役目を規定するように公的な役目を規定するものではない。

何故なら、もし賢明なる母がこのことをあるがままの状態の中で熟考したのであれば、私が推測するに、彼女は直ちに自らこの争いから身を引いたであろうし、またたとえ息子が——母には継承することが許されていない——その祖父の王国に入り、今統治することを望んだとし

ても、息子を価値のないものとして非難することはなかったであろうからである。

実際自然は、男を補うために創られた女が卑しい職務や私的な役目に仕えることを禁ずるものではない。そのような場合には、男の労苦は女によって十分軽減されるのである。すなわち、そのような職務は女の性 (muliebris sexus) に適合しており、自然は女をそれらに結び付けるからである。自然は、家政の面での (economicus) 服従や仲間的な (socialis) 服従によって女を男に服せしめる。息子トビアの妻サラの両親はこのことを正しく考慮して、『トビト記』第一〇章において、サラが家族を支配し、家を統治するように、忠告したのである。<sup>(2)</sup>

しかし自然は、どの王国についてであれ軍察長官 (constabularia) の職や警備長官 (mariscalcia) の職のように、男だけに適合する、より高貴な職務や公的な職務に女が就くことを排除した。したがって、継承されるすべてのものが自然の場所 (locus naturalis) のみを指す限り、これらの職務は女に継承されることができないのである。

そしてもし、このような職務が女に継承されることを自然が許さないとするならば、どうして王の職務が——それは公的なものであり、地上のあらゆる職務の中で最高のもの

のである。またそれはあらゆる人を支配し、いかなる人にも服さないものである——自然が男に服せしめている女に継承されようか、あるいは女に適合しうるであろうか。何故なら、自然は、女が剣によって人の無謀さを制することを欲したり、被告人が死罪に相当すると判決することを欲したりすることを許さないからである。しかるに、王の職務以上にこれらのことに関心を向けるものは他にないのである。

このようにして自然法は、王の職務があらゆる点で女の任務に相応しくないと判決を下している。すなわち、母が不平を述べているのは異なつて、「自然」法は母を父の相続財産から遠ざけているのではない。何故なら、女の本性 (*natura muliebris*) が手に入れることのできる家屋敷や耕地、いかなる土地であれ、彼女の父のあらゆる私的な所有物を、彼女はその息子である私によって全く束縛されることなしに、自ら所有するからである。支配の大ききも、彼女自身が主張するのは違つて、彼女にとって父の家産を継承する妨げとなるものでは決してない。

そうではなくて、王の至上の威厳 (*regalis suprema dignitas*) が「彼女と」一緒になることを拒んでいるだけである。それはまた、上述したような男の職務「すなわち、

男だけに適合するより高貴な職務や公的な職務」が——たとえそれが野卑で低位なものであったとしても——「彼女と」一緒にされることを拒むのと同様である。

しかし、この審問 (*examen*) の始まりにおいては、いわば癒す者による一種の膏藥で十分である。それが母の病の苦しみを鎮めることができないう場合には、その時には我々はより強い薬によって母の病を癒すよう配慮することになるであろう。

(1) 本章の表題にある「王の娘が主張した最初のこと」とは、前章で提起された問題「法は、女であるというだけで私を父の相続財産から排除するのであるか」を指している。すなわち、女子には相続権が全く否定されるのかどうかという論点である。なお編者によれば、王の孫が母親を排して王位を請求する議論は、エドワード三世治世第一三年(一三三九年)の教皇および枢機卿宛同王の書翰 (*Litterae quas Rex Angliae ad Papam et Cardinales misit jus suum in regno Franciae declarantes*) 中に見られる。エドワード三世はそこで、母親イザベラの権利においてフランス王位を請求している (*The Works*, p.366)。但し、編者が参照を指示している Rymer, T., *Foedera* の一八二一年版は参照することができなかった。手元で確認

しえた一七〇八年版ではエドワード三世治世第一三年中にはそのような書翰は見当たらない。

(2) 『トビト記』第一〇章には、該当箇所は見当たらない。トビアはトビトの子。トビアの妻サラの両親はラグエルとエドナ。

#### 第四章 王の娘が主張した第二のことに對する「王の」孫の返答<sup>(1)</sup>

さらに、裁判官よ、神の判決——それによつて主は、男子直系卑属 (exitus masculinus) が欠けた場合には女がその両親を継承せねばならないと宣言している——が、その意味を秤によつて正しく考量するあなたを揺り動かすよ<sup>(2)</sup>うなことはないであろうし、また聖書のいかなる真実もあなたに知られずにはいかなかった。

何故なら、以下のことがあなたに知られていないわけではないからである。すなわち、主はカナンの地をアブラム、イサク、ヤコブと彼等の子孫に対して相続によつて所有されるように約束した<sup>(3)</sup>。そして、ヤコブの息子であったヨセフの息子マナセから出たツエロフハドの五人の娘達は、

ツエロフハドが男子なく荒れ野で死んだ時、モーセから次のことを要求した。すなわち、約束された土地のうち、もし彼女等の父がその時まで生きていたとするならば手に入れたであろう部分を父の権原によつて所有されるように<sup>(4)</sup>彼女等に判決をもつて与えるように、と。この問題を神の判決に委ねたモーセに對して、主は次のように語った。

「ツエロフハドの娘たちの言い分は正しい。あなたは、必ず娘たちに、その父の兄弟たちと同じように、嗣業としての所有地を与えねばならない。娘たちにその父の嗣業の土地を渡しなさい。あなたはイスラエルの人々にこう告げなさい。ある人が死に、男の子がないならば、その嗣業の土地を娘に渡しなさい、云々」と<sup>(5)</sup>。

この言葉によつて我々は、約束の土地「カナン」において女は男のように相続しなかつたということ教えられているのではないか。女は、両親の相続財産を男と共に分割したわけでは決していないからである。そうではなく、男が欠けている場合に、主は女が両親の相続財産を享有することを望んだのである。

さて、以上のことは、王国をめぐつて争っている我々の問題において、いかなる意味をもつてであろうか。王国は、私的な家産とは異なつて、「複数の」男の間で分割される

べきではなく、それ故にまた、「複数の」女の間で分割されるべきでもない。複数の支配者 (rectores) を受け入れるのは、政治権力に基づく支配 (politicum dominium) だけである。しかし、王権に基づく支配 (regale dominium) は決してそうではない。先の判決が告げられた時、イスラエルの人々は王を有してはいなかった。さらに、聖アウグスティヌスが『神の国』第一八巻で計算しているように、その後の三五六年間においても王は存在していなかった。<sup>(9)</sup> さらに、古代史家ヨセフスは「王が存在していなかった期間について」もっと多くの年を数えている。<sup>(10)</sup> したがって、先のような神の判決が告げられた時代には、王国の継承については問題になっていなかったのである。それ故にまた——先のような相続権を女に与えた——問題に対する返答は、王国に関係付けられようがないのである。さらに主は、「モーセに対して」「あなたはイスラエルの人々にこう告げなさい」と言って、先の法を他ならぬイスラエルの人々にだけ告知したのである。それ故、他の民はこの判決によって拘束されるものではない。それ故、これまでこの法によって支配されていない非常に多くの他の民族が存在しているのである。すなわち、フランス王国においては男と女が区別なく父親の相続財産を分割し、またイ

ングランド王国においては男の間で相続財産が分割される中でも女が男と共に相続に与るのでもなく、長男が両親の全権利を手に入れるのである。他の非常に多くの君公領 (provincia) や王国においてもまた同様に行われている。

その上、私的な家産は、自らを扶養できるための必要物を所有するために、男にも女にも分配されなければならない。しかし、諸々の公的な職務 (publicum officium) はそうではない。何故なら、王国に関しては聖トマスが『君公統治論』第三巻において、「王国が王のために存在するのではなく、王が王国のために存在する」と述べているからである。<sup>(11)</sup> その際、いかなる種類の女であれ、王が女であることを想像するのは困難である。と言うのも、女は支配することよりもむしろ支配されることに適しているからである。また王国を支配することは、女にとっても王国にとっても望ましいこととは思われない。

したがって、前述の法は一般的に、息子なしに死去した者の相続財産は娘に渡ると述べているのではあるが、この法は、<sup>(12)</sup> 平民 (plebs) や民衆 (vulgus) が所有していた私的な家産についてだけ言われるべきだと考えられるのであって、公的な王権に基づく支配について妥当すべきではないと考えられる。

すなわち、この法が宣言された後、イスラエルにおいて王が創造される以前、そして以後常に、誰であれイスラエルで死去した者のあらゆる私的な所有物はすべての息子の間で——また息子が欠ける場合はすべての娘の間で——等しく分割されたのである。長子が死者の全財産の中から二倍受け取るという例外付きで。また、『申命記』第二章において明瞭に宣言されているように、父親はより愛している娘への愛情によつてこの法を変更する権力もまったくもっていない<sup>(13)</sup>。

しかしながら、統治権に関しては旧約聖書の法は全く異なっている。何故なら、イスラエルとユダの王国は王の息子達の間で分割されることもなければ、常に長子に継承されたのでもなく、さらに決して娘達に継承されることもなかったからである。『列王記』から明らかに教えられることができるように、父はまた、長子でないにもかかわらず、より愛情を注いでいる息子を時として王に立てたのである<sup>(14)</sup>。さらに、イスラエルの人々のうまいかなる者も自分の部族を超えて婚姻することを一様に禁止したにもかかわらず、他方最高の司祭と王に対してはいかなる部族からであれ妻を娶ることを許した法は、公的な人 (*persona publica*) と私的な人 (*persona privata*) の間で同様の区別をして

いるのである。

以上から、次のことが明らかである。すなわちそれは、『民数記』(第二章)に記されている前述の法は私的な所有について語られているものと理解されなければならず、王国の継承には決して及ぼされないということである。したがって前述の法は、我々が論題にしている、王権に基づく支配あるいは公的な支配における継承権に抵触するものではなく、それを損なうことはありえないのである。

(1) 本章の表題にある「王の娘が主張した第二のこと」とは、第二章で提起された『民数記』第二章の解釈に依拠した女子による王国継承権の主張を指している。

(2) ランベス写本では *monabit* であるが、著作集版同様 *movebit* と読んでおく。

(3) 『創世記』一一、七「主はアブラムに現れて、言われた。『あなたの子孫にこの土地を与える』」、参照。

(4) マナセについては、同四六、二〇、『民数記』二六、二八以下、参照。ツエロフハドとその五人の娘については、同二六、三三および『ヨシヤア記』一七、三に記されている。

(5) ランベス写本では *ad hoc* であるが、著作集版同様 *adhuc* と読んでおく。

- (6) 著作集版の *possidendum* は、ランベス写本では *possidendum* である。
- (7) 『民数記』二七、二一四、参照。
- (8) 同二七、七一八。編者はここに、以下のような註を付している。「ツェロフハドの娘達に関するこの事例が、女王が優位になった次世紀（一六世紀）において、女による統治を支持する人々によつて忘れられていかなかったことは明らかである。と言うのも、ジョン・ノックス（一五〇五—七二年、スコットランドの宗教改革者、一五五八年の作品 *Blast of the Trumpet against the monstrous regiment of Women* で、エリザベス女王を攻撃）は、イングランドのメアリーに對抗して書かれたその著作 *First Blast to awake Women degenerate* において、それを根拠にした議論を反駁することが必要と考えているからである。この過激なパンフレットから数箇所引用してみれば、本書『自然法論』の該当箇所との興味深い比較を手に入れることができる。すなわち、『どのようなものであれ王国 (Realm) / 国家 (nation) / 国 (City) の上にある支配 (Rule) / 上位権 (Superiority) / 統治権 (Dominion) / 帝国 (Empire) を担うように女を引き上げることは、自然に反しており、神を侮辱するものであり、神の啓示された意思と受け入れられたためにこの上なく反することであつて、ついには良き秩序、すべての衡平と正義を破壊するものである』。『アリストテレスその他の人々は、自然の光に

よつてのみ照らされて、女は支配あるいは権威を担うべきではないということの十分な理由を理解し、それを宣言したのである。私は確信している。もし彼等が今日生きていて、女が裁判官となり、あるいは男の真只中の議会から乗りつけ、王冠を頭上に戴き、剣と笏を身に付け、司法が彼女の権力下にあるということを示すのを見たならば、彼等はそのような光景に非常にびつくりして、この世がアマゾンに変えられるのかと思うであらう』、等々。彼が引用しているのは、ローマ法、聖パウロ、アリストテレス、テルトゥリアヌス、およびアウグスティヌスの『秩序』(ordo) の定義である。彼は、天地創造の順序に言及し、また頭をもつ自然的身体のアナロジに言及している。そして彼は、『申命記』第一七章第一四—一五節について次のように述べている。『王の群れの男子が欠ける場合に、王にそれ程多くの娘がいなかったとするならば、王の娘達の誰かを名譽ある地位に選んで引き上げるということは、民衆の心の中に決して浮かばなかつた』、と。彼は（フォータスキュー同様）、デボラ（イスラエルの女預言者）の先例に言及して、次のように述べている。『神はその特別の特権、恩恵、恩寵によつて、女に与えられる共通の呪いからデボラを免れさせた。そして神は、自然に反して彼女を賢明な助言を与え、強い勇気をもつた者にした』等々、と。次いで、『民数記』第二七章について、彼は次のように註釈している。『ツェロフハドの娘達の分け前は、

いずれかの部族を統治するということではなかった。またイスラエルの誰であれ男を統治するということでもなかった。そうではなく、単に彼女達の父親の名前が消されてしまわないようにするために、彼女達の部族の男達の間で土地の分け前を持つても良いというだけのことであった。どうかこのことが、この奇怪な女の帝国を確立するにあたって、何も意味することがないように。女はその父親の所有地 (Possession)、資産 (Substance)、家産 (Patrimony) あるいは相続財産 (Inheritance) を継承するかもしれないが、しかし彼女達はその父親の官職 (Office) は継承できないのだ』、等々。シェイクスピアもまた、『ヘンリ五世』の中でこのような旧約聖書の先例に言及している。王は尋ねる。『私は正義と良心にしたがってこの権利主張をすることが許されるのか』(第一幕第二場)、と。この権利主張とは、すなわちフランス王国に対する権利主張である。カンタベリ大司教は答えて曰く、『でなければその罪は私がかぶりましょう、陛下。聖書にも、「もし人が死んで、男の子がないときは、その嗣業を娘に渡さなければならぬ」とあります』、と』(The Works, pp.366-7)。『ヘンリ五世』からの最後の引用は、小田島雄志訳(白水社、一九八五年、二六頁)による。

(9) 服部・藤本訳『神の国』(四)、三四九頁以下。但し、「三五六年」という計算は確認できない。

(10) 秦訳『ユダヤ古代史』(一)からは確認することがで

きない。

(11) 『君公統治論』第三卷第一章 (Blythe, *op. cit.*, p.178)、参照。

(12) 著作集版の hoc は、ランベス写本では hec である。

(13) 『申命記』の記述は以下のものであり、「妻」ではなく、「娘」に言及しているフォーテスキューの引用とは異なる。「ある人に二人の妻があり、一方は愛され、他方は疎んじられた。愛された妻も疎んじられた妻も彼の子を産み、疎んじられた妻の子が長子であるならば、その人が息子たちを差し置いて、愛している妻の子を長子として扱うことはできない。疎んじられた妻の子を長子として認め、自分の全財産の中から二倍の分け前を与えねばならない。この子が父の力の初穂であり、長子権はこの子のものだからである」(同二一、一五)。

(14) ダビデの子ソロモンが兄アドニヤを差し置いて王になったことを指しているものと思われる(『列王記 上』一、五以下、参照)。

(15) 前出、第二章、参照。

第五章 イスラエルおよびユダの王国において、女達は決して継承権を有してはいなかった。

さらに、女が両親の権利によつてイスラエルおよびユダにおいて統治したということは、旧約聖書全編を通して決して見出すことができない。そうではなく、旧約聖書の聖なる言 (sacramenta) は「むしろ」、これらの王国において女は継承してはならないということも多く伝えているのである。

何故なら、実際第一に、イスラエルの人々が王をもつ以前に、主は『申命記』第一章においてモーセを通して、主が選ぶ者以外のいかなる者も王としないようイスラエルの人々に対して告げている。<sup>1</sup> 同様にまたモーセは同所で、このようにして選ばれた王がいかに振舞わなければならぬかを説明した。彼が同所で教えたところにしたがつて王が行動しなければならぬと忠告することによつて。そうすれば、王とその息子達がイスラエルの上に長い間統治するであろう、と。<sup>2</sup> 見よ、モーセは王の息子達が王を継承することができると言っているのである。しかし、主が娘達に継承権を承認したということは、同所においても聖書の全頁中のどこにおいても、書かれてはいない。

加えて、『列王記 下』第一章に書かれているように、イスラエルの王アハズヤは息子なくして死に、その兄弟ヨラムが王国において彼を継いだのであるが、そこでは、アハズヤが息子を有していなかったとはっきりと書かれているのである。<sup>3</sup> しかしながら、アハズヤが娘も有していなかったとは書かれていない。もし、娘が彼を継承することが許されていたのに、聖書が彼の死によつて王国を彼の兄弟の手に移したとするならば、彼は娘も有してはいなかったと書かれる必要があつた。この点からも我々はまた、娘は王国において彼を継承することができなかったということとを暗黙のうちに教えられるのである。

同様に、主がイスラエルの王達に——ヤロブアム、バシヤ、アハブその他の偶像崇拜者達に対するよう——その悪行の故に彼等の王国を終わらせると度々脅した時、<sup>4</sup> ほとんどその都度、主はその脅しの重い言葉の中で次のように述べている。すなわち、彼等の中で壁に向かつて用を足す者 (mingens ad parietem) を生かしてはおかない、<sup>5</sup> と。実際、壁に向かつて用を足すことは、男性には適しているが、女には適していないのだ。このように主は、雄犬が雌犬から区別されるように、かの罪人達の息子を娘から区別しているのである。もし女が男同様、かの滅び行く王達を

継承することができたとするならば、主はこのような区別を決してしなかつたはずである。

また同様に、そのような王達を追い払った者達は、そのような王達の息子達を殺害したと書かれているのであって、かの王達の娘達を殺害したとは書かれていない。イエフがその七〇人の息子を殺害したアハブ<sup>(6)</sup>、またきわめて多くの息子達が殺害された他の人々が、多くの息子の他に娘達を有していたことは疑いがないのではあるが。また、この上なく不敬なイゼベル——彼女は、ユダ王国の王家のあらゆる子を自分が殺害したと信じていた<sup>(7)</sup>——の娘アタルヤは、自らがその王国をより安全に保持せんがために、自分の息子の息子達をさえ殺害した<sup>(8)</sup>。他方でアタルヤは、王の娘であり最高の祭司の妻であるヨシエバ自身を殺害することは決して考えていなかった<sup>(9)</sup>のである。

以上から、また——『列王記』がその証言で溢れている——他の多くのことから、我々は次のことを教えられるのである。すなわちそれは、旧約聖書の法は、私的な家産において女が両親を継承することを認めているもの、女が王国を継承することを決して約束していなかったということである。

(1) 『申命記』一七、一五「必ず、あなたの神、主が選ばれる者を王としなさい。同胞の中からあなたを治める王を立て、同胞でない外国人をあなたの上に立てることはできない」、参照。

(2) 同一七、一六以下、参照。同一七、二〇「そうすれば王は同胞を見下して高ぶることなく、この戒めから右にも左にもそれることなく、王もその子らもイスラエルの中で王位を長く保つことができる」も参照。

(3) 『列王記 下』一、一七、参照。

(4) ヤロブアムについては、『列王記 上』一一、二六以下、バシヤについては、同一五、三三以下、アハブについては、同一六、二九以下、参照。

(5) 「壁に向かつて用を足す者」(mingens ad parietem)なる表現は、例えば『サムエル記 上』二五、三四等で見られる。King James Versionでは、"that pisseth against the wall"となっているが、『新共同訳』では、単に「男」と訳されている。

(6) 『列王記 下』一〇、一以下、参照。

(7) 『列王記 上』一八、四、参照。イゼベルは、アハブの妻(同、一六、三二)。

(8) 同一一、一以下、『歴代誌 下』二二、一以下、参照。アタルヤはアハブとイゼベルの娘で、ユダの王ヨラムの王妃となった。アハズヤの母であり、ヨアシュ以外の王子を殺害した。ユダ王中唯一の王妃。

(9) 『歴代誌 下』二二、一一、参照。ヨシエバはアハズヤの妹、祭司ヨヤダの妻。

## 第六章 祖父の王国に対する孫の権原

さらに、農夫は最初に茨の茂みを取り除くのでなければ、地面に種を蒔くことを急ぐことはない。それとちょうど同じように、私の女主人にして母が主張したことを最初に無にするのでなければ、私が王国を権利主張する権原を明らかにする時が到来することはなかった。かくして今や、私の母親が存命中であっても私の祖父の王国が私に帰属するのはいかなる権利によってであるかを私が説明するのに適当な時が眼前にやって来た。

しかし、彼女自身が、この上なく高貴なかの君公、私の主人にして祖父、かつてのアッシリアの王がその王国を保持したまま男子直系卑属なしに死去したと主張した限りにおいて、そのような「私の」権利を明瞭かつ高らかに示しているのである。そして、上で示された理由によって、その王国が彼女に属すことができなかつたのであるから、それは王国を保持することをいかなる法も禁止していない私、

すなわちかの王の孫に継承されなければならないのであり、またあらゆる権利によって現に私に継承されているのである。

そのようにして、我々の主、イエス・キリストは、その母親が存命である時に、相続権に基づいてユダヤ人の王であった<sup>(2)</sup>。それ故に、キリストが揺り籠の中で泣いていた時、三博士達 (Magi) は、「ユダヤ人の王としてお生まれになつた方は、どこにおられますか」と言ったのである<sup>(3)</sup>。ユダヤ人の王として生まれた者は、その誕生の時点で王国を保持していたのではないか。したがって、キリストには人間たる父はいなかつたのであるから、キリストが統治していた間、キリストは母の両親の権利によって統治したという<sup>(4)</sup>ことが必然的に認められることになる。

見よ、息子が母の存命中に統治することが許されるといふことのみならず、母が統治することは許されていないという<sup>(5)</sup>ことをも、聖書の全く同一の命題が我々に教えているのである。息子はユダヤ人の王と呼ばれている。しかし母は、天の女王ではあるが、ユダヤ人の女王とは決して呼ばれていない。また、一つの民族に属する息子が相続権に基づいて王であり、同時にその母が女王であるという<sup>(6)</sup>ことはありえなかつた。

このようにしてまた、我々の問題の不明瞭な点も——もし不明瞭な点があるとするならば、であるが——聖なる命題によって取り除かれるのである。そして、最良の裁判官よ、我々があなたによって下されるよう求めているような判決が、三人の王——彼らは聖霊によって鼓吹され、そのために奇跡によって導かれていた<sup>(4)</sup>——によって、古い時代に下されていたのである。かくして、あなたには、この争いにおいて判決を下すにあたっての困難はなんら残されていないことになる。それ故、聖霊の言によって示されているものを判決として下すように。

以上のことを聞いていた王の弟は、裁判官に向かって直ちに以下のように述べたのである。<sup>(5)</sup>

(1) ランベス写本も著作集版も *evacuatis* と二人称複数形になっている。「あなた」として考えられるのは裁判官たる正義であるが、息子(王の孫)が、前三章において母親(王の娘)の権原を論駁してきたのを受けて、本章において自らの権原を積極的に主張する展開からすれば、むしろ内容的には主語は「私」とするべきであろう。編者の英訳でもそのようになってゐる (*The Works*, p.255)。

(2) 編者によれば、ここで展開されている議論は、エドワード三世の教皇宛書翰(前出、第三章註(1)、参照)で

のそれと実質上同じである (*The Works*, p.367)。

(3) 『マタイによる福音書』二二・二。

(4) ランベス写本では、*afflatis et miraculo ad hoc inductus* であるが、誤記と思われる。著作集版同様、*afflatis et miraculo ad hoc inductis* と読んでおく。

(5) 著作集版の *conclitus* は、ランベス写本では *conclito* である。

## 第七章 王の弟の主張

裁判官の中で最も学識あるお方よ、あなたは男のごとくに神の助言の秘密を解明する。それ故、この争いにおいて人間の理性 (*humana ratio*) 同様神の理 (*divina ratio*) を明らかにすることはあなたの才能 (*virtus*) に適っているのであるから、あなたの知恵の光によって、母親と息子の闇で覆われた議論によって隠された真実を啓示されんことを。

と言うのも、母親は自ら、我々が争っている事実の真理 (*facti veritas*) を述べたのではあるが、我々が問うている法の真理 (*juris veritas*) は誤りの大きな闇の下に隠し

たのである。これに対して息子は、母の誤りによって自らが傷つけられることを恐れて、それに耐え切れずに、『民数記』において女の継承のために提示された命題がこの争いにおいて自分の母親にとって有利な根拠とはなりえないということをし、打ち負かし難い理由によって立証し、また女は他の家産の場合とは異なって王国の場合には継承することはできないということをし、この上なく正しく主張した。しかし彼は、彼女をこのようにして王国から排除する法の原因を——いかなる理由によるのかは不明であるが——きわめて不十分にしか立証しておらず、また問題が生じている王国において自らが継承すべきであるということに対しては、ある種のフィクションの闇によって、この上なく狡猾に権原を与えたのである。

しかし、アリストテレスが『形而上学』第一巻で「我々は原因なしに真実を認識することはない。我々が知っていると考えるのは、原因自体を認識している時である」と述べているごとく、<sup>(4)</sup>原因によって認識しないものは何も知られないのである。したがって、息子が母の寵愛に誘われて、あるいは母を通して前述の王国において継承するという期待に誘われて、前述の原因を明らかにすることなく、この争いが私の権利と権原を損なう方向へと経過していくこと

を望むことがないように、私は、できうる限り、かの原因を説明しよう。<sup>(6)</sup>次いで、私は、彼が王国のために作り上げた権原を滅殺するよう努力しよう。<sup>(7)</sup>

これらが果たされた後、もし母も息子も前述の王国に対して権利を有していないということを私が正しく立証した場合には、相続権に基いて死去した王の弟である私に彼の王国が帰属するということを確定的な判決 (*diffinitiva sententia*) によってあなたが宣言することを、私は要求する。

(1) ランベス写本では *ut vis* (力のごとく) であるが、著作集版にしたがって、*ut vir* と読んでおく。

(2) 著作集版の *probavit* は、ランベス写本では *probaverit* である。

(3) 著作集版の *asseveravit* は、ランベス写本では *asseravit* である。

(4) ランベス写本も著作集版も、第二巻としているが、第一巻第三章と思われる (*The Works*, p.350)。出隆訳『形而上学』一二頁、参照。

(5) 著作集版の *cognoscitur* は、ランベス写本では *cognoscit* である。

(6) 著作集版の *expliccabo* は、*explicabo* の誤り。

(7) 著作集版の enarrare は、ランベス写本では enervare である。

## 第八章 「弟は」最初に、何故女は他の財産の場合

とは異なつて王国を継承しないのかという理由を示す。

アリストテレスは、動物に関する著作の中で次のように述べている。<sup>(1)</sup> すなわち、子の発生、監護、養育の行為に向けて秩序付けられている女の身体の部位、例えば腹部、臀部、乳房は男のそれよりも大きくできている。しかし、それ以外の女の身体の部位、例えば手、足、腕、脚は男のそれよりも小さい。換言すれば、力強さが宿る骨と筋は、女の場合、男よりも小さく、弱く、また力が少ない、と。アリストテレスはさらに、女は「不完全な男」(mas occasionatus) であり、<sup>(2)</sup> したがつて女は骨格 (complexio) において欠けていると同様、理性 (ratio) においても欠けており、また情熱と骨格の欠如の故に女は臆病であり、過度に死を恐れるのであるとも述べている。

そうだとすると、以上のことから我々は、女の腹部、臀

部、胸部の形と大きさが、女の義務がある点で男の義務から自然に異なつたものであることを証明しているのと同じように、また男における他の「腹部、臀部、胸部以外の」部位の大きさと強さは、男の義務がある点で女の義務とは自然に区別されていることを宣言しているのだと知ることができるとはしないか。

何故なら、このようにして、獅子の爪と歯と顎——それらは、他の野獣のそれよりも強く大きい——は、獅子の獲物が他の野獣によつて餌食とされる獲物よりも大きくて強いことを示している。同様に、鷲は鷹よりも強固な嘴と爪を具えている。また海の怪獣は、餌食とする魚よりも大きさと力において抜きん出ているのである。その結果、生きている動物、鳥、あるいは魚で、その器官、形態、あるいは力によつて——そのために自然がそれを創造した——義務を示さないものは存在しないのである。同じくアリストテレスが同書の第八巻で述べているように、<sup>(3)</sup> 自然はあらゆる動物に対して——そのために自然がその動物を生み出した——活動に適した部位を与えているのである。<sup>(4)</sup> かつて職人で、自分がなそうとしている活動に適さない道具を作つた者がいるであろうか。例えば、斧は伐るために調えられ、また鋭利でないつるはしは掘り返すことに適して

いるのである。

かくして、腹部、臀部、胸部を除いた女の身体の残りの部位が、男のそれと比べてより小さく、より力が弱い以上、女が男よりもより小さく、より劣った義務に向けてつくられていたということを、女の身体の器官と力が明白に証明しているのである。ここから、聖トマスは『君公統治論』第四巻において次のように述べているのである。すなわち、国政 (policia) において様々な義務が存在しているのと同じように、家政 (yconomia) においてもまた諸々の義務が分有されている。と言うのも、家長 (paterfamilias) は外部の仕事 (exteriora negotia) に意を向け、また女は家族の内部的活動 (interiores actus) に意を向けるからである<sup>(5)</sup>。と。したがって、聖トマスが同所で言及しているように、家で静かにして、家事の面倒を担うのが女の義務なのである。

それ故、ソロモンは『箴言』の最後において、女の力をこのことのみに帰して、あたかも女の義務の全体についてのごとくに、女が家庭の面倒を看ることに絶大に称賛したのである。ソロモンは、自ら述べているごとく、そのことに関する作品 (tractatus) とヘプライのアルファベットによる詩 (canticum) を創ったのであるが、当該

部分は次のようにして始まっている。すなわち、「有能な妻を見出すのは誰か」と<sup>(6)</sup>。ソロモンはここで、注意深く考察する者にとつては読んで明らかになるごとく、女のあらゆる管理 (regimen) を家内の活動 (domestica actio) に関連させているのである。

かくして、聖トマスは、女が自然な形で男に服せしめられていると断言することによって、女が家政に関する服従によって服せしめられていると言っているのである<sup>(7)</sup>。したがって、女のあらゆる義務はただ家政に関する、家内的なもののみなされる。とりわけ、自然は女に対して他の義務に向いた道具を与えていなかったが故に。

かくして今や、王の義務とは何かを説明するのが好都合である。その結果、女が王の義務を果たすことができるかどうかそこから教えられるのである。確かに使徒 (パウロ) は、『ローマの信徒への手紙』第二三章において王の義務について語る際に、とりわけ次のように述べている。すなわち、「権威者はいたずらに剣を帯びているのではなく、神に仕える者として、悪を行う者に怒りをもって報いるのです」と<sup>(8)</sup>。聖ペトロもまた同様に、その第一の手紙 (canonica) の第二章において、次のように述べている。「神のために、すべて人間の立てた制度に従いなさい。そ

れが統治者としての皇帝 (rex) であろうと、あるいは、悪を行う者を処罰し、善を行う者をほめるために、皇帝が派遣した総督 (dux) であろうと、服従しなさい<sup>(10)</sup>』と。これらの言葉から我々は、王の義務が剣によって悪人を懲らしめ、善人を保護し、慈しむことにあり、したがって王は、戦う義務のみならず裁く義務をも有していると教えらるるのである。

ここから『サムエル記 上』第八章において、イスラエルの人々が自らに王を求めた時、彼らはサムエルに対して、「王が裁きを行い、王が陣頭に立つて進み、我々の戦いをたたかうのです」と言ったのである。<sup>(11)</sup> 見よ、戦うことと裁くことが王の義務なのである。そうだとすると、女はこの義務を果たすことができるであろうか。あるいは女の性はこの義務に適しているであろうか。何故なら、戦うことは人の身体が行う最大のことであり、また裁くことは人の精神が果たす最高のことだからである。<sup>(12)</sup> 自然は、男の〔身体〕の部位を、身体の最大の行為の義務に適合させて、男の〔身体〕の部位をそれに対応する女の〔身体〕の部位よりも、より大きく、より力強くしたのである。また自然は、精神の最大の働きに向けて、男に完全な理性を与えて、理性において女を男よりも劣ったものにしたのである。

だとすると、自然はこれら身体と精神の最大の働きを、それらを行使する完全な権力を男のみに与えたが故に、女ではなく男に認めたのではなかったか。およそ自らが果たしえないことを果たそうとする者がいるであろうか。自然は、女に対してはそれらの行為を果たすための器官も徳も与えなかったのである。

かくして、以上のようにして自然は——これら人の最高の行為によってのみ果たされる——王の義務を男だけに認め、女の性をそれに関して無縁のものとしたのである。したがって我々は今や、王の義務において、さらには以前に示された類似の義務においてもまた、何故に女はその両親を継承することができないのかという理由を正しく示していないであろうか。自然が遠ざけるものを自然法が結び付けることはできないが故に。

(1) 次註、参照。

(2) この表現について、編者は、次のような註を付している。すなわち、これはアリストテレスからの引用句集 (Auctoritates Aristotelis) の中の一つであり、『動物発生論』(De Generatione) 第二卷第三章中の記述の一変型である、と。島崎三郎訳(アリストテレス全集第九卷、一

九六九年、一六四頁)「雌はいわば片端の〔発育不全の〕雄であり」、参照。また編者は、*occasionatus*なる語が *imperfectus*の意味であることについて、デュ=カンジュの参照を指示している。しかし、編者は他方で、デュ=カンジュにおいて *occasio* が「戦争あるいはその他の必要な場合に主君によって臣下に課される貢租 (*tributum*) ないし支払 (*praestatio*)」と定義されていることから、この語が本来は「課された」(*taxed*)、*奪われた* (*mulcted*) の意味であること、さらに『君公統治論』第四卷第五章において (Blythe, *op. cit.*, p.231) 、「このようなアリストテレスによる女の定義が引用されていることも付言している (*The Works*, p.367)。」

(3) 著作集版の *octavit* は *octavo* の誤り。

(4) 出典不明。

(5) 『君公統治論』第四卷第五章 (Blythe, *op. cit.*, p.231) 参照。

(6) 『箴言』三二、一〇。『箴言』のこの部分(一〇—三二)はヘブライ語のアルファベット順の文字で始まる詩からなっている。

(7) 以上のソロモンからの引用は、『君公統治論』に依拠しているものと思われる。同書第四卷第六章 (Blythe, *op. cit.*, p.234) 参照。

(8) 著作集版の *ei* は、ランベス写本では *sibi* である。

(9) 『ローマの信徒への手紙』一三一—四。ウルガタ版では、

この箇所の主語は「王」ではなく、「権威者」(*potestas*) である。

(10) 『ペトロの手紙 一』二、一三—一四。「神のために」(*propter Deum*) の部分は、ウルガタ版では、「主のために」(*propter Dominum*) である。また、「皇帝が派遣した」の直前の *quasi* はウルガタ版では *tamquam* である。

(11) 『サムエル記 上』八、二〇。前出、第一部第一三章、参照。

(12) 欄外に、「戦うことと裁くことは、人の最高の行為に属し、最大の力強さと徳に属する」との註記あり。

(未完)